

記入者別にみると、「本人」の希望は、「相談や指導」が 80.0%と最も多く、「障害者に対する回りの人の理解」が 70.0%とこれに次いでいる。「父母」の希望は、「障害者に対する周りの人の理解」が 60.1%と最も多く、「必要な時に施設を利用できる制度」 56.2%がこれに次いでいる。

表 19 くらしの充実の希望 1 (記入者別)

	総数	相談や指導	早期発見 早期療育	必要な時 に施設を 利用できる 制度	ホーム ヘルパー	医療	経済的 援助	ボランテ ィア活動	障害者 に対する周 りの人の 理解	人として の権利の 保護	その他
総数	329,200 (100.0)	(29.6)	(7.4)	(39.6)	(10.4)	(14.9)	(27.2)	(8.0)	(44.6)	(14.1)	(3.8)
本人	2,000 (100.0)	(80.0)	(-)	(50.0)	(-)	(20.0)	(60.0)	(-)	(70.0)	(-)	(-)
本人と その他	211,300 (100.0)	(25.0)	(5.9)	(31.0)	(7.3)	(12.9)	(25.8)	(7.1)	(37.6)	(13.2)	(2.0)
父母	104,500 (100.0)	(37.2)	(10.6)	(56.2)	(15.2)	(18.2)	(27.8)	(10.7)	(60.1)	(17.7)	(6.7)
親族	8,400 (100.0)	(42.9)	(11.9)	(54.8)	(31.0)	(21.4)	(40.5)	(-)	(28.6)	(-)	(11.9)
その他	3,000 (100.0)	(20.0)	(-)	(13.3)	(6.7)	(13.3)	(46.7)	(6.7)	(26.7)	(6.7)	(13.3)

※3つまでの重複選択

(2) くらしの充実の希望 2

「老後の生活」 35.1%、「働く場所」 29.4%、「通所施設」 23.7%の順になっている。

表 20 くらしの充実の希望 2 (児・者別)

	総数	通所施設	作業所	働く場所	入所施設	グループ ホーム	住まいに ついて	老後の 生活	レクリエ ション の場	生活環境	その他
総数	329,200 (100.0)	(23.7)	(16.1)	(29.4)	(17.5)	(18.1)	(9.3)	(35.1)	(17.1)	(10.6)	(2.3)
18歳未満	93,600 (100.0)	(39.0)	(23.8)	(42.4)	(19.7)	(24.0)	(10.3)	(28.3)	(22.9)	(14.6)	(2.6)
18歳以上	221,200 (100.0)	(17.9)	(13.1)	(24.5)	(17.2)	(16.3)	(9.0)	(38.8)	(15.2)	(9.2)	(2.0)
不詳	14,400 (100.0)	(13.9)	(11.1)	(19.4)	(8.3)	(6.9)	(8.3)	(23.6)	(8.3)	(5.6)	(5.6)

※3つまでの重複選択

記入者別にみると、「本人」の希望は、「働く場所」45.0%、「通所施設」「老後の生活」「レクリエーションの場」35.0%、「グループホーム」30.0%となっている。「父母」の希望も、「老後の生活」44.1%、「通所施設」36.8%、「働く場所」36.3%、「入所施設」27.6%の順になっている。

表21 暮らしの充実の希望2（記入者別）

	総数	通所施設	作業所	働く場所	入所施設	グループホーム	住まいについて	老後の生活	レクリエーションの場	生活環境	その他
総数	329,200 (100.0)	(23.7)	(16.1)	(29.4)	(17.5)	(18.1)	(9.3)	(35.1)	(17.1)	(10.6)	(2.3)
本人	4,000 (100.0)	(35.0)	(20.0)	(45.0)	(10.0)	(30.0)	(-)	(35.0)	(35.0)	(5.0)	(5.0)
本人とその他	181,800 (100.0)	(15.0)	(11.9)	(24.7)	(10.3)	(12.2)	(9.0)	(27.3)	(12.3)	(10.0)	(1.2)
父母	128,500 (100.0)	(36.8)	(22.3)	(36.3)	(27.6)	(27.0)	(9.4)	(44.1)	(23.4)	(12.2)	(3.7)
親族	9,400 (100.0)	(17.0)	(12.8)	(19.1)	(29.8)	(14.9)	(17.0)	(63.8)	(19.1)	(6.4)	(-)
その他	5,400 (100.0)	(7.4)	(11.1)	(25.9)	(7.4)	(-)	(11.1)	(33.3)	(11.1)	(3.7)	(7.4)

※3つまでの重複選択

1.2 いやな思いや差別の有無

「いやな思いがある」が56.9%となっており、その内容を聞いたところ、「じろじろ見られる」「指をさされる」等、視線や態度に関するものが多いが、直接、「差別的なことを言われる」「いじめられたことがある」というような内容のものもあった。

表22 いやな思いの有無

	総数	いやな思いある	いやな思いない	不詳
総数	329,200 (100.0)	(56.9)	(31.4)	(11.8)

1.3 仕事をしている人の状況

(1) 業務

仕事をしている者は全体の 42.0%のおよそ 14 万人と推計される。そのうち業務内容をみると、「作業所」が 50.1%、「製造・加工業」が 18.6%、「農畜産業、林業、漁業」が 4.2%となっている。

表 2.3 就労知的障害児（者）の業務

	総数	農畜産業 林業 漁業	工事業	製造 加工業	出版 印刷業	運送業	卸売 小売業	飲食店	旅館	クリー ニング	清掃業	その他	作業所	不詳
総数	138,100 (100.0)	(4.2)	(1.2)	(18.6)	(1.0)	(0.7)	(2.3)	(2.0)	(0.6)	(3.0)	(2.3)	(10.0)	(50.1)	(3.9)
最重度	8,800 (100.0)	(4.5)	(-)	(2.3)	(-)	(2.3)	(-)	(-)	(-)	(2.3)	(-)	(6.8)	(75.0)	(6.8)
重 度	31,500 (100.0)	(5.7)	(-)	(9.5)	(-)	(-)	(1.3)	(1.3)	(0.6)	(1.3)	(1.3)	(3.2)	(73.2)	(2.5)
中 度	40,100 (100.0)	(4.5)	(1.5)	(20.5)	(2.0)	(0.5)	(2.0)	(3.5)	(-)	(4.5)	(0.5)	(7.5)	(50.5)	(2.5)
軽 度	40,300 (100.0)	(2.5)	(2.5)	(26.4)	(1.5)	(1.5)	(4.5)	(2.5)	(1.5)	(4.0)	(5.5)	(16.9)	(28.4)	(2.5)
不 詳	17,400 (100.0)	(4.6)	(-)	(20.7)	(-)	(-)	(1.1)	(-)	(-)	(1.1)	(2.3)	(13.8)	(44.8)	(11.5)

※作業所は通所施設を含む

(2) 就労形態

「作業所」の 50.5%に次いで、「正規の職員」が 19.6%となっている。

表 2.4 就労知的障害児（者）の就労形態

	総数	正規の 職員	臨時雇	内 職	家の仕事 の手伝い	その他	作業所	不 詳
総数	138,100 (100.0)	(19.6)	(10.9)	(1.2)	(7.5)	(6.4)	(50.5)	(3.9)
最重度	8,800 (100.0)	(4.5)	(2.3)	(-)	(13.6)	(4.5)	(75.0)	(-)
重 度	31,500 (100.0)	(6.4)	(5.1)	(0.6)	(7.0)	(3.8)	(75.2)	(1.9)
中 度	40,100 (100.0)	(20.5)	(10.0)	(1.0)	(7.5)	(7.0)	(50.0)	(4.0)
軽 度	40,300 (100.0)	(33.8)	(17.9)	(1.0)	(7.0)	(7.5)	(28.8)	(4.0)
不 詳	17,400 (100.0)	(16.1)	(11.5)	(3.4)	(6.9)	(8.0)	(44.8)	(9.2)

(3) 就労時間

一日の実働時間（残業を含む）は、「4時間から6時間まで」が40.2%となっている。

表25 就労知的障害児（者）の就労時間

	総 数	4時間まで	4時間から 6時間まで	6時間から 8時間まで	8時間から 10時間まで	10時間より 多い	不 詳
総 数	138,100 (100.0)	(17.9)	(40.2)	(31.3)	(4.8)	(1.0)	(4.8)
最 重 度	8,800 (100.0)	(27.2)	(50.0)	(15.9)	(-)	(-)	(6.8)
重 度	31,500 (100.0)	(28.7)	(47.8)	(17.8)	(1.9)	(-)	(3.8)
中 度	40,100 (100.0)	(17.5)	(39.5)	(34.5)	(3.5)	(1.5)	(3.5)
軽 度	40,300 (100.0)	(10.0)	(34.8)	(41.8)	(8.0)	(2.0)	(3.5)
不 詳	17,400 (100.0)	(12.6)	(35.6)	(32.2)	(8.0)	(-)	(11.5)

(4) 就労日数

1か月の就労日数は、「16日から20日まで」が38.4%、「21日から25日まで」が37.9%となっている。

表26 就労知的障害児（者）の就労日数

	総 数	10日まで	11日から 15日まで	16日から 20日まで	21日から 25日まで	26日以上	不 詳
総 数	138,100 (100.0)	(3.2)	(6.4)	(38.3)	(37.9)	(4.4)	(9.9)
最 重 度	8,800 (100.0)	(4.5)	(4.5)	(38.6)	(34.1)	(2.3)	(15.9)
重 度	31,500 (100.0)	(1.9)	(6.4)	(47.1)	(30.6)	(3.2)	(10.8)
中 度	40,100 (100.0)	(2.0)	(7.0)	(41.0)	(38.5)	(4.0)	(7.5)
軽 度	40,300 (100.0)	(4.5)	(6.0)	(30.8)	(44.3)	(7.0)	(7.5)
不 詳	17,400 (100.0)	(4.6)	(6.9)	(33.3)	(36.8)	(2.3)	(16.1)

(5) 給料

家の仕事の手伝い、作業所等すべてを含めた1か月の給料をみると、5万円までが58.1%である。正規の職員・臨時雇として雇用されている者をみると、「7万円から10万円まで」が31.0%と最も多く、5万円を超えるものが77.7%となっている。

表27 就労知的障害児(者)の給料

	総数	ない	1万円まで	1万円から3万円まで	3万円から5万円まで	5万円から7万円まで	7万円から10万円まで	10万円から13万円まで	13万円から15万円まで	15万円より多い	不詳
総数	138,100 (100.0)	(6.0)	(33.8)	(11.3)	(7.0)	(7.0)	(11.0)	(7.3)	(2.0)	(2.5)	(12.2)
最重度	8,800 (100.0)	(11.4)	(52.3)	(4.5)	(2.3)	(-)	(2.3)	(-)	(2.3)	(-)	(25.0)
重度	31,500 (100.0)	(7.6)	(51.0)	(8.3)	(3.2)	(7.0)	(2.5)	(3.8)	(-)	(0.6)	(15.9)
中度	40,100 (100.0)	(6.0)	(32.0)	(16.0)	(11.0)	(3.5)	(13.0)	(7.5)	(1.0)	(0.5)	(9.5)
軽度	40,300 (100.0)	(4.5)	(20.4)	(10.4)	(6.5)	(10.0)	(20.4)	(10.9)	(4.0)	(5.5)	(7.5)
不詳	17,400 (100.0)	(3.4)	(28.7)	(11.5)	(8.0)	(11.5)	(4.6)	(8.0)	(3.4)	(4.6)	(16.1)

表28 就労知的障害児(者) (正規の職員、臨時雇)の給料

	総数	ない	1万円まで	1万円から3万円まで	3万円から5万円まで	5万円から7万円まで	7万円から10万円まで	10万円から13万円まで	13万円から15万円まで	15万円より多い	不詳
総数	42,100 (100.0)	(-)	(0.5)	(5.7)	(11.9)	(16.2)	(31.0)	(18.6)	(5.7)	(6.2)	(4.3)

14 手当・年金の受給状況

(1) 手当・年金の受給の有無

手当・年金の受給者は、77.1%となっている。

表29 手当・年金の受給の有無

	総数	受給している	申請中	受給していない	不詳
総数	329,200 (100.0)	(77.1)	(1.3)	(15.3)	(6.3)
20歳未満	109,300 (100.0)	(70.1)	(2.2)	(21.8)	(5.9)
20歳以上	205,500 (100.0)	(82.8)	(0.9)	(12.0)	(4.3)
不詳	14,400 (100.0)	(48.6)	(1.4)	(12.5)	(37.5)

(2) 手当・年金不受給者の不受給の理由

手当・年金を受給していない者の理由としては、「障害が軽いため」が48.2%となっている。

表30 手当・年金不受給者の不受給の理由

	総数	制度を知らない	障害が軽い ため	収入が多い ため	その他	不詳
総数	50,300 (100.0)	(17.9)	(48.2)	(14.3)	(14.3)	(5.2)
20歳未満	23,900 (100.0)	(11.8)	(40.3)	(27.7)	(16.8)	(3.4)
20歳以上	24,700 (100.0)	(22.8)	(56.9)	(2.4)	(12.2)	(5.7)
不詳	1,800 (100.0)	(33.3)	(33.3)	(-)	(11.1)	(22.2)

(3) 手当・年金受給者の手当・年金の種類

手当・年金受給者の手当・年金の種類をみると、20歳未満では「特別児童扶養手当」が83.2%、20歳以上では、「障害基礎年金」が90.9%となっている。

表31 手当・年金受給者の手当・年金の種類

	総数	特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当	障害基礎 年金	特別障害者 手当	その他	不詳
総数	253,800 (100.0)	(26.1)	(14.1)	(63.7)	(6.1)	(5.7)	(3.0)
20歳未満	76,600 (100.0)	(83.2)	(39.8)	(・)	(・)	(7.6)	(1.8)
20歳以上	170,200 (100.0)	(・)	(・)	(90.9)	(7.2)	(4.6)	(3.4)
不詳	7,000 (100.0)	(8.6)	(8.6)	(80.0)	(11.4)	(11.4)	(5.7)

※重複回答

15 診断・判定を受けた時期、機関

(1) 診断・判定を受けた時期

「出生直後」から「小学校に入る時」までに、全体では 54.4%、18歳未満では 80.7%の者が「診断・判定を受けた」となっている。

表 3 2 診断・判定を受けた時期

	総 数	出生直後	乳児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診	小学校に入る前	小学校に入る時	小学校にいる時	中学・高校にいる時	わからない	不 詳
総 数	329,200 (100.0)	(10.7)	(6.5)	(7.4)	(13.7)	(13.3)	(2.8)	(8.5)	(12.4)	(10.2)	(14.5)
18歳未満	93,600 (100.0)	(18.2)	(13.5)	(13.5)	(18.8)	(15.2)	(1.5)	(5.4)	(6.2)	(1.7)	(6.0)
18歳以上	221,200 (100.0)	(8.1)	(3.8)	(5.3)	(12.0)	(12.5)	(3.4)	(10.1)	(15.5)	(14.1)	(15.2)
不 詳	14,400 (100.0)	(2.8)	(1.4)	(1.4)	(6.9)	(12.5)	(1.4)	(5.6)	(4.2)	(5.6)	(58.3)

(2) 診断・判定を受けた機関

「児童相談所」が 40.9%、「病院」が 28.0%の順になっている。

表 3 3 診断・判断を受けた機関

	総 数	児童相談所	知的障害者 更正相談所	保健所	病 院	その他	不 詳
総 数	329,200 (100.0)	(40.9)	(14.2)	(5.6)	(28.0)	(-)	(11.3)
18歳未満	93,600 (100.0)	(48.2)	(1.5)	(9.6)	(34.0)	(-)	(6.6)
18歳以上	221,200 (100.0)	(38.5)	(19.9)	(4.3)	(26.7)	(-)	(10.7)
不 詳	14,400 (100.0)	(29.2)	(9.7)	(-)	(9.7)	(-)	(51.4)

16 療育手帳の所持状況

(1) 療育手帳の有無

87.8%の者が、「療育手帳をもっている」と答えている。

表34 療育手帳の有無

	総数	療育手帳所持	療育手帳不所持	不詳
総数	329,200 (100.0)	(87.8)	(7.9)	(4.3)
18歳未満	93,600 (100.0)	(90.1)	(9.0)	(0.9)
18歳以上	221,200 (100.0)	(88.4)	(7.3)	(4.4)
不詳	14,400 (100.0)	(63.9)	(9.7)	(26.4)

(2) 療育手帳の程度

療育手帳所持者の程度別の状況を見ると、A（重度）とB（重度以外）は、ほぼ半々となっている。

表35 療育手帳の程度

	総数	A	B	不詳
総数	289,100 (100.0)	(43.5)	(47.5)	(9.0)
18歳未満	84,400 (100.0)	(54.6)	(40.4)	(5.0)
18歳以上	195,500 (100.0)	(39.3)	(50.6)	(10.2)
不詳	9,200 (100.0)	(30.4)	(47.8)	(21.7)

(3) 療育手帳の取得年齢

療育手帳制度が始まったのは昭和48年であるが、18歳未満の児童では、4歳までに55.3%の者が手帳を取得している。

表36 療育手帳の取得年齢

	総数	0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不詳
総数	289,100 (100.0)	(22.3)	(17.6)	(13.5)	(11.8)	(3.8)	(10.3)	(4.9)	(4.4)	(1.9)	(0.5)	(8.9)
18歳未満	84,400 (100.0)	(55.3)	(22.6)	(11.4)	(5.0)	(.)	(.)	(.)	(.)	(.)	(.)	(5.0)
18歳以上	195,500 (100.0)	(8.8)	(15.5)	(14.5)	(14.7)	(5.3)	(14.5)	(7.1)	(6.5)	(2.7)	(0.7)	(9.8)
不詳	9,200 (100.0)	(4.3)	(17.4)	(10.9)	(13.0)	(4.3)	(15.2)	(4.3)	(2.2)	(2.2)	(-)	(26.1)

17 身体障害者手帳所持状況等

(1) 身体障害の種類

在宅知的障害児（者）の全体の 19.3%のおよそ 6 万 4 千人が身体障害者手帳を所持していると推計される。そのうち、身体障害の種類をみると、「肢体不自由」が 65.9%と最も多い。

表 3 7 身体障害者手帳所持者の身体障害の種類

	総 数	視覚障害	聴覚または 平衡機能の障害	音声機能、言語機 能または、そしゃ く機能の障害	肢体不自由	内部障害
総 数	63,600 (100.0)	(13.6)	(11.0)	(23.0)	(65.9)	(18.6)

※重複回答

(2) 身体障害者手帳の等級

身体障害者手帳の等級をみると、1 級と 2 級を合わせて 64.6%となっている。知的障害の程度別に見ると、最重度の者は、身体障害者手帳の 1、2 級が 85.6%、重度の者は、1、2 級が 68.8%となっている。

なお、知的障害の程度が最重度・重度であり、かつ身体障害者手帳の 1・2 級に該当する肢体不自由の障害のある者は、およそ 15,300 人と推計される。

表 3 8 身体障害者手帳所持者の身体障害の等級

	総 数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	不 詳
総 数	63,600 (100.0)	(37.5)	(27.1)	(11.0)	(8.5)	(6.3)	(4.7)	(4.7)
最 重 度	20,900 (100.0)	(60.6)	(25.0)	(3.8)	(2.9)	(1.9)	(1.9)	(3.8)
重 度	18,000 (100.0)	(34.4)	(34.4)	(10.0)	(4.4)	(6.7)	(4.4)	(5.6)
中 度	12,200 (100.0)	(16.4)	(18.0)	(26.2)	(16.4)	(8.2)	(8.2)	(6.6)
軽 度	6,800 (100.0)	(11.8)	(20.6)	(14.7)	(23.5)	(17.6)	(8.8)	(2.9)
不 詳	5,600 (100.0)	(39.3)	(39.3)	(3.6)	(7.1)	(3.6)	(3.6)	(3.6)

(3) てんかんの有無

「てんかんがある」者は、在宅知的障害児（者）の 14.5%となっており、およそ 47,700 人と推計される。

用語の定義

この調査における用語は次のように定義して用いている。

1 知的障害

「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義した。

なお、知的障害であるかどうかの判断基準は、以下によった。

<p>次の（a）及び（b）のいずれにも該当するものを知的障害とする。</p> <p>（a）「知的機能の障害」について 標準化された知能検査（ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど）によって測定された結果、知能指数がおおむね70までのもの。</p> <p>（b）「日常生活能力」について 日常生活能力（自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等）の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準（別記1）のa、b、c、dのいずれかに該当するもの。</p> <p style="text-align: right;">（※別記1省略）</p>
--

2 知的障害の程度

以下のものを、基準として用いた。

* 知能水準がⅠ～Ⅳのいずれに該当するかを判断するとともに、日常生活能力水準がa～dのいずれに該当するかを判断して、程度別判定を行うものとする。その仕組みは下図のとおりである。

・程度別判定の導き方				
生活能力	a	b	c	d
I Q				
I (IQ ~20)	最重度知的障害			
II (IQ 21~35)	重度知的障害			
III (IQ 36~50)	中度知的障害			
IV (IQ 51~70)	軽度知的障害			

* 知能水準の区分

Ⅰ・・・おおむね20以下

Ⅱ・・・おおむね21～35

Ⅲ・・・おおむね36～50

Ⅳ・・・おおむね51～70

* 身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当する場合は、一次判定を次のとおり修正する。

- ・最重度→最重度
- ・重 度→最重度
- ・中 度→重 度

3 保健面・行動面について

保健面・行動面について、「保健面・行動面の判断」によって、それぞれの程度を判定し、程度別判定に付記するものとした。

保健面・行動面の判断					
程度 領域	1 度	2 度	3 度	4 度	5 度
保 健 面	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある	身体的健康に常に注意、看護が必要。発作頻発傾向	発作が時々あり、あるいは周期的に変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある	服薬等に対する配慮程度	特に配慮は必要ない
行 動 面	行動上の障害が顕著で、常時付添い注意が必要	行動上の障害があり、常時注意が必要	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要	行動面での問題に対し多少注意する程度	特に配慮は必要ない

(注) 行動上の障害とは、多動、自分を傷つける、物をこわす、拒食の問題等、本人が安定した生活を続けることを困難にしている行動をさします。